

50代～80代の ライフプランニング

ファイナンシャルプランニング_17
ー就業不能保険ー

2024.10.10

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

50代－80代~で特に重要ないくつかのことって何だろう？

- 1 今までのキャリアの棚卸をしていつまで就労するか考えていますか？
- 2 公的年金の受給方法と社会保険の壁を知っていますか？
- 3 今、入っている生命保険や医療保険を知っていますか？
- 4 住宅の購入、買い替えを検討していますか？
- 5 自分の資産運用について考えて実行していますか？
- 6 将来、できるだけ介護のお世話にならないように気を付けていますか？
- 7 相続の準備や遺言書は書いていますか？
- 8 さあ、家計や人生の棚卸をして人生100年時代を楽しく準備しましょう。

リタイアメント
ライフプランニング
(※)

※50代でリタイアメントするという意味ではなく、役職定年、定年、第二定年と就労関係のイベントがきますので、早めに意識、準備していく必要があるということです。

就業不能保険

もし、自分が働けなくなった時の我が家の家計は大丈夫かな、母さん？



えっ、そんなこと考えたこともないの。いつまでも元気でがんばって下さい。もちろん、あなたの収入がなくなったら結構、まずいことになるわね。きっと。

のんきだな。何か対策を考えておかないといけないね。自分では病気、けが、ましてや高度障害、死亡なんて想定していないけど、いつそうなるかわからないからね。



ご心配はつきないですね。まずは、ご主人が就業ができなくなった時にどういう公的な保障が受けられるかを知っておきましょう。

うちは、会社員だからまずは、年休消化して業務外などいろいろと条件あるけど傷病手当金が1年6月、給料の2/3がもらえるのですよね。



ざっくりはそうですが、その他にもいろいろ条件ありますのでこの機会に確認しておきましょう。



就業不能保険

業務上や通勤途中での病気やケガは労働災害保険の給付対象なんですよ。



はいそうです。業務上なので全額、労災から医療費や賃金を受けていなければ60%~80%の休業補償給付が支給されます。

中々、手厚いですね。業務外のケガや病気の場合の保障がちょっと手薄かもしれないですね。民間の保険も検討した方がいいのでしょうか。



他に障害年金もありますが、認定とかハードルが高くなります。民間の就業不能保険は月額で給付が受けれるので、生活の保障には役に立つでしょう。保険料との兼ね合いです。貯蓄で賄えるなら保険は不要でしょう。

貯蓄だけだとちょっと心細いものがありますので、ちょっとパンフレット見て検討してみます。



いくつか比較するとよいでしょう、保障内容、保険期間、保険料払込期間、最低支払保証期間等。死亡や高度障害を保証する収入保障保険の性格も合わせもった商品もあるようです。



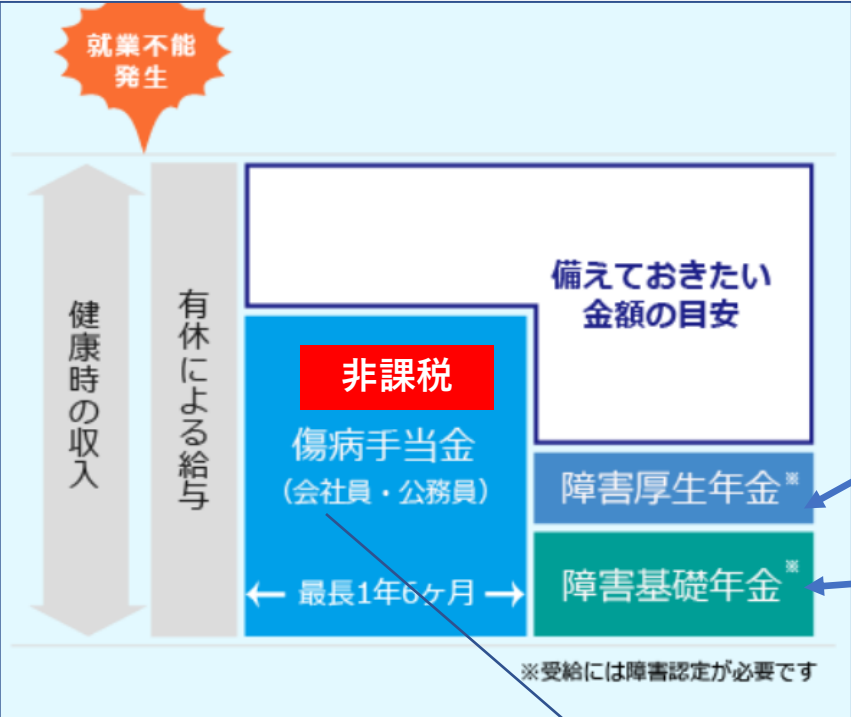
本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 自営業者は会社員や公務員に比較して、就業不能時の保障が手薄です。自分で備える必要がより高くなります。
- ✓ 就業不能保険は病気、けがにより働けなくなったときに備える民間の保険です。保障内容、保険期間、保険料払込期間をじっくり検討します。
- ✓ 若い人ほど、精神疾患での就業不能が多いようです。

就業できない場合の公的な保障

自営業、フリーランス、貯蓄の少ない方は会社員や公務員より必要性が高いといえます。

会社員、公務員



出所：SBI生命HPより筆者作成

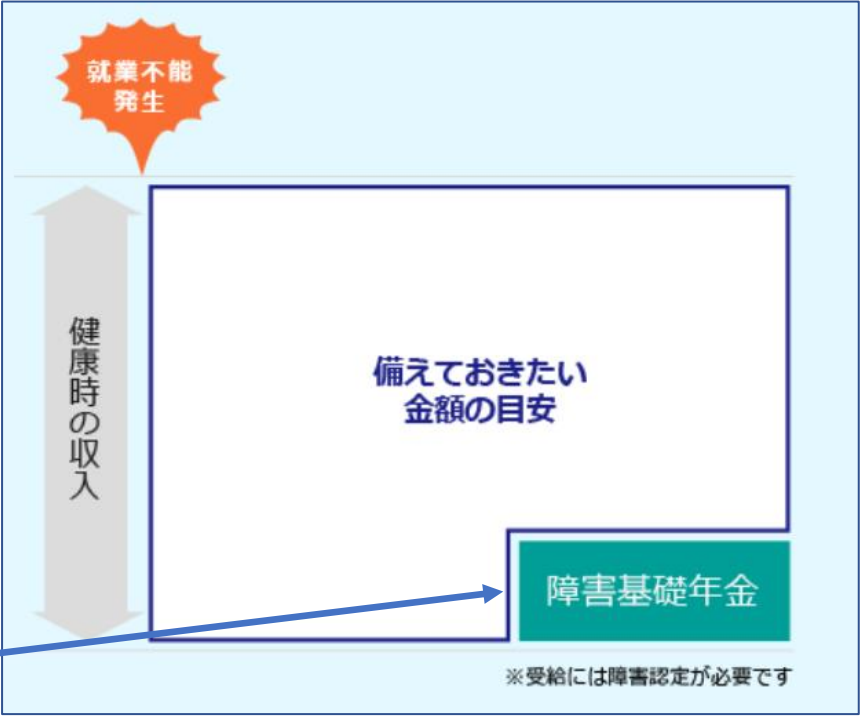
年収500万円想定
配偶者加給年金(23万円)、
子供加算(23万円(2人まで))
⇒7万円(3人以降)は含まず。

障害等級1級	102万円
障害等級2級	81万円
障害等級3級	61万円
軽度の一時金	122万円

障害等級1級	約102万円
障害等級2級	約81万円

令和6年度(2024年度)の障害年金の金額

自営業、フリーランス



1. 傷病手当金は業務外の事由による病気やケガの療養のための休業でもらえます。
2. 仕事に就くことができないことが条件(条件あり)
3. 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかった
4. 休業した期間について給与の支払いがない
5. 2022.1から通算で1年6か月になった。(以前は開始日から)
6. 病気、けがが同一に原因の場合、傷病手当と障害年金を同時に受給すると併給調整がある

就業不能保障保険の特徴

病気、けがにより働けなくなったときに備える民間の保険です。内容をじっくりと確認します。

特徴

1. 受給条件：長期入院の場合、所定の障害状態・要介護状態（保険商品によります）
 - ① **60日、180日以上**など一定期間の継続入院又は医師の診断による就業不能状態
⇒ この日数を経過しないと受給できません。
 - ※ **就業不能状態が31日以上**の継続や同一の月の入院・在宅療養の合計が**10日以上**で通常**の半分の「短期収入サポート月額給付金」**がでる保険もあります。
 - ② ア) 身体障害者手帳（1～3級）の交付、又は、イ) 国民年金の障害等級（1，2級）
 - ③ 三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）や五大疾病（三大疾病＋肝硬変、慢性腎不全）
 - ④ 180日以上など、一定期間所定の要介護状態が継続した時（公的保険に連動あり）
 - ⑤ 所定の高度障害状態、死亡
2. 受取方法：毎月、一時金、年金
3. 受取期間：**①就業不能状態の継続、②一定回数までは生存、その後は就業不能状態の継続、③一度該当すると保険期間の満了まで、④職場復帰後も給付があるものもある**
4. 精神疾患：対象とする保険、対象としない保険
5. 保障する状態：**①就業不能**状態のみ、**②死亡**も同時に保障（①が多い）
6. 保険期間：**定期**タイプ（一定期間の保障）（**65歳まで**、70歳までが多い）

就業不能保障保険の事例

病気やケガなどで一定期間入院し、収入が減少してしまうリスクに備えるための保険です。

保険料振替月払、無配当、平成30年契約、死亡保険金、解約返戻金なし、65歳で保険期間満了、定期タイプ

保険事由	給付金名	条件	支給金額
所定の傷病による就業不能状態になったとき (※医師の指示のものの在宅療養を含む)	短期就業不能給付金	第1回目：就業不能状態の60日（免責期間）以上の継続 第2～6回目：生存 第7～17回：就業不能状態の継続	15万円/月
	長期就業不能給付金	就業不能状態の継続	20万円/月
所定の精神神経疾患による就業不能状態になったとき（※障害等級、精神障害者2級以上）	特定疾患就業不能給付金	傷病の時と同じ	15万円/月
保険契約満了時	長期給付無事故支払金	長期就業不能給付金の支払いがない満了時に生存	20万円
死亡時、解約時	死亡保険金 解約返戻金	—	なし

出所：生命保険文化センター 「医療保障ガイド」 2018年8月改訂版から筆者作成

就業不能保障保険の払込累計保険料事例

保険料累計額と保障内容を比較してみましょう。

性別	保険期間	定期タイプ：契約年齢				
		20歳	25歳	30歳	40歳	50歳
男性	65歳満期 65歳払込	4,800円 45年 259万円	5,500円 40年 264万円	6,000円 35年 252万円	7,100円 25年 213万円	8,700円 15年 157万円
女性	65歳満期 65歳払込	4,800円 45年 259万円	5,400円 40年 259万円	5,900円 35年 248万円	6,600円 25年 198万円	7,600円 15年 137万円

上段：月払保険料、中段：契約期間、下段：契約期間中の保険料総額 65歳満了

出所：生命保険文化センター 「医療保障ガイド」 2022年10月改訂版から筆者作成

- ◆「**所定の就業不能状態**」：今の仕事ができないことなく、他の仕事もできない状態。**医師の診断**必要になります。リストラ、災害での保障はありません。
精神障害による就業不能状態をカバーするかどうかを確認します。
- ◆「**支払対象外期間**」：60日、180日等設定し、その期間で回復すれば支払われません。（免責期間）

就業不能の原因

若い世代は、就業不能原因として精神疾患が多いと言えます。

就業不能状態の原因となった疾病ランキング						
順位	20代	30代	40代	50代	60代	全年齢
1	精神疾患	精神疾患	精神疾患	消化器系	消化器系	精神疾患
2	神経系	神経系	神経系	神経系	循環器系	神経系
3	消化器系	消化器系	消化器系	精神疾患	新生物	消化器系
4	筋骨格・結合組織	異常妊娠・異常分娩	内分泌系	循環器系	内分泌系	内分泌系
5	呼吸器系	筋骨格・結合組織	循環器系	内分泌系	神経系	循環器系

出所：SBI保険HP

◆精神疾患の場合、何回受領できるかを確認する必要があります。

Thinking time !

もし就業ができない状態が長く続いても備えを整えていますか。

就業不能時の備え

- ・ 貴方は会社員や公務員ですか。又は、自営業者ですか？
- ・ 自分がもし就業不能になった時にお金の準備をしていますか？



障害年金と民間保険

- ・ 貴方は、就業不能保険の必要性を感じますか。
- ・ そう思う理由は何でしょうか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

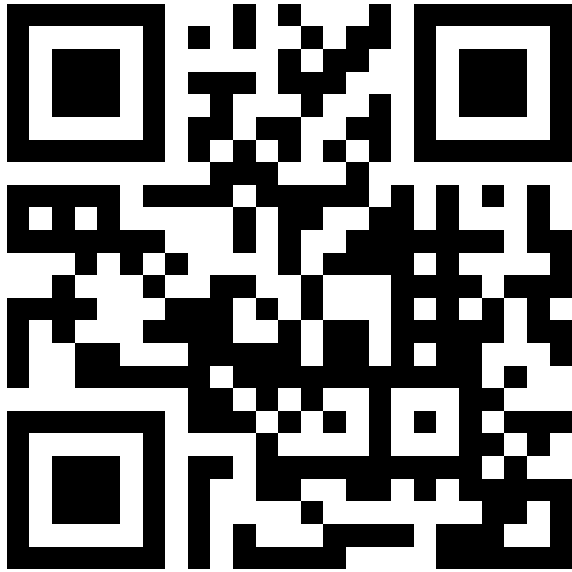
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

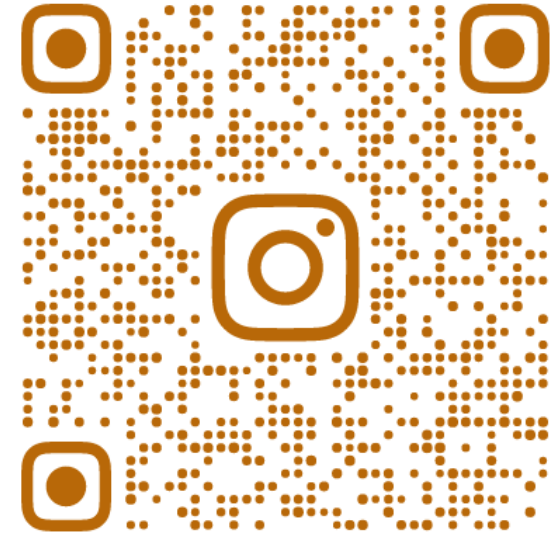
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN